

分類項目	意見の概要	回答・対応等
別途提言	<p>議会改革では少なくとも「質問者の提案を聞くことができる反問権」を理事者側に付与することを提言する。</p> <p>議員間討論は理事者同席の常任委員会で行われることを提言する。</p> <p>調査委員会等にテーマに関して利害関係のある市民や専門的知見を有する市民の参加を実現することを提言する。</p> <p>常任委員会や特別委員会に特定のテーマの審議の際に、市民の参加を要請して、市民の意見を聞いたり、市民と議員との意見交換をしたりする場を設けることを提言する。</p> <p>請願の際、(許可制ではなく) 請願者が希望すれば趣旨説明と質疑応答の両方を行えるようにすべきであることを提言する。</p> <p>市民懇談会においては、いつも必ず市民と議員との意見交換(市民から個別議員への質問)の時間を設けることを提言する。その際、予め決められた当日のテーマ以外でも、市民から各議員に質問できるようにすべきと考える。</p>	<p>「生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案)」についてのパブリックコメント終了後、それまでに市民の皆さまから頂戴いたしました全てのご意見(左記提言を含む)を踏まえ、議会で精査、検討し、必要に応じて条例案の見直しを行った上で、議案として上程いたします。</p>